

## 熊本地震に係る被災代替償却資産に対する固定資産税の特例について

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

熊本地震により滅失または損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という）の所有者等が、平成33年3月31日までに被災償却資産に替わる償却資産（以下「代替償却資産」という）を新たに取得又は被災償却資産を改良した場合には、その取得又は改良した翌年から4年度分につき、固定資産税の課税標準額を2分の1とする特例措置が設けられました。申請する場合は以下のとおりです。

### 特例対象者

- 被災償却資産の所有者（共有物である場合、持分を有するものを含む）
- 所有者に相続が生じたときはその相続人
- 被災償却資産の所有者が法人である場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割に係る分割承継法人

### 特例措置の対象となる資産

- 熊本地震の被災により滅失し、または損壊した償却資産の代替えとして取得した資産（※被災償却資産と種類が同一であるものおよび使用目的または、用途が同一であるもの）（※除却または売却等の処分がなされていること）
- 熊本地震の被災により、被災償却資産を復旧し、または補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

### 取得時期

平成28年4月14日から平成33年3月31日までの間に取得または、改良されたもの

### 特例率

取得または改良した翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1

### 必要書類

- 被災代替償却資産特例申告書
- 被災償却資産が熊本地震により滅失または損壊した旨を証する書類（滅失に関しては平成29年度償却資産申告書、損壊に関しては被災証明書）
- 被災償却資産が所在したことを証する書類（町内の場合は不要）
- 平成28年1月2日から平成28年4月13日までの間に取得し、熊本地震で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書(写)等）
- 相続人であることを証する書類（相続人の場合）
- 合併法人又は分割承継法人であることを証する書類

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。  
※取得された翌年度分からさかのぼって適用されます。

## 町民の皆様の笑顔が

### 私の人生の宝 —— 本田安洋副町長が退任

私が就任したのは、熊本地震発生後の12月でしたが、仮設住宅等におられる方々に一日も早く安全安心な暮らしに戻っていただくことを目標とした2年間で、町民の皆さまの笑顔が増えてきたことが、私の人生の宝物になったと思っています。

御船町は平成の大合併の波には乗らず、単独で行く道を選びました。震災により大



安心安全な暮らしに戻っていただくその一心でした

2月31日、本田安洋副町長が退任しました。本田副町長は、平成28年12月から2年1カ月の間、町の復旧・復興および、町政の発展に尽力しました。

小さな被害を受け、本町のようになさしい町がそのような苦難を乗り越え、明るい未来を実現するには町政の安定が一番重要です。町民の皆さまおよび、関係団体の皆さまのご支援ご協力をこれまで同様よろしく願います。

● profile- ほんだやすひろ。昭和17年生まれ。昭和62年4月御船町議会議員当選。平成11年7月御船町議会議員辞任、御船町収入役就任。平成15年1月御船町収入役辞任、御船町助役就任。平成19年6月御船町副町長辞任。平成28年12月御船町副町長就任—

## 平成31年度のスポーツ安全保険に加入しましょう！

☎ スポーツ安全協会熊本県支部 ☎ 213-9015  
社会教育課 社会体育係 ☎ 282-1261

平成31年度スポーツ安全保険の加入受付が3月から始まります。子ども会や運動クラブなど団体活動を行う4人以上で加入ができます。万一のケガや賠償責任に備え加入しましょう。心臓マヒや脳卒中などの突然死に対しては突然死葬祭費用保険が支払われます。掛金・補償内容は、下記のとおりです。

### ●保険期間

#### 3月中に申し込みの場合

平成31年4月1日～平成32年3月31日

#### 4月1日以降に申し込みの場合

掛金を振り込んだ日の翌日～平成32年3月31日

### ●対象となる事故の範囲

- 加入手続きを行った「団体の管理下における活動中」の事故と「その往復中」の事故（学校の管理下を除く）
- 下表の「AW」においては「団体の管理下における活動中とその往復中」とそれ以外の「個人練習、個人活動中」の事故（学校の管理下を除く）
- 「AW」における「個人練習、個人活動中」の事故の場合には、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒および突然死は対象となりません。

### 【加入区分・掛金・補償額】

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金(1人)	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額(免責金額なし)	突然死葬祭費用保険支払限度額
				死亡	後遺障害(最高)	入院(1日)	通院(1日)		
子ども 中学生以下 特別支援学校 高等部の生徒 を含む。	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 ◎1事故5億円 ただし、対人賠償は ◎1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用
		AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 ◎1事故5億500万円 ただし、対人賠償は ◎1人1億500万円	180万円
	上記以外			100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償合算 ◎1事故500万円	対象外
大人 高校生以上	文化・ボランティア・地域活動、 団体の送迎、応援、準備、片付け	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 ◎合算1事故5億円 ただし、対人賠償は ◎1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用
		C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
スポーツ活動・ スポーツ活動の 指導・審判	64歳 以下							B	1,200円
	65歳 以上	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		
全年齢		危険度の高いスポーツ活動 (指導・審判を含む)	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	

※B区分については平成31年4月1日と掛金の支払い手続きを行った日のいずれか遅い日の満年齢が65歳以上の方が対象です。  
(スポーツ活動・スポーツ活動の指導・審判をされる65歳以上の方はC区分では加入できません)

★短期スポーツ教室は、インターネット加入のみの受付です。

全年齢 [Web限定]	短期スポーツ教室の活動 (開催期間3ヵ月以内のスポーツ教室)	短期スポーツ教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 ◎合算1事故5億円 ただし、対人賠償は ◎1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
----------------	-----------------------------------	----------	------	---------	---------	--------	--------	---	---